

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

目次	ページ
告示	
○結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(七九六・秋田中央保健所).....	1
○結核予防法による医療機関の指定(七九七・秋田中央保健所).....	1
○道路区域の変更及び供用開始(七九八・七九九・道路課).....	1
○道路の供用開始(八〇〇・道路課).....	2
○建築基準法による道路位置の指定(八〇一・鹿角地域振興局建設部).....	2
公告	
一 道路の区域及び供用開始の区間	
○特定調達契約に係る落札者の決定(仙北地域振興局総務企画部).....	2
○県営土地改良事業の換地処分(平鹿地域振興局農林部).....	2
○特定調達契約に係る一般競争入札の実施(総務事務センター).....	2

## 告 示

### 秋田県告示第七百九十六号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退があったので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第二項において準用する同条第一項の規定に基づき、告示する。  
平成十八年十一月二十四日  
秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	辞退年月日
きりん薬局	秋田県南秋田郡八郎潟町川崎字貝保九十九番地の二月三十日	平成十八年九月三十日

### 秋田県告示第七百九十七号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号)第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。  
平成十八年十一月二十四日  
秋田県知事 寺田典城

名称	所在地	指定年月日
きりん薬局	秋田県南秋田郡八郎潟町川崎字貝保九十九番地の二月一日	平成十八年十月一日

### 秋田県告示第七百九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
平成十八年十一月二十四日  
秋田県知事 寺田典城

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)	
一般国道	新	百三号及び四百五十四号	B	青森県十和田市宇樽部国有林六六林班ほ小坂から鹿角郡小坂町十和田湖字神田二番二地先まで	一四・五〇〇六・一〇〇	〇・六六八
	旧		A			

### 一 道路の区域及び供用開始の区間

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 一 道路の区域及び供用開始の区間
- 二 供用開始の期日 平成十八年十一月二十五日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十八年十一月二十四日から同年十二月七日まで

備考 旧道及び新道Aの道路管理者は、青森県知事である。

### 秋田県告示第七百九十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。  
平成十八年十一月二十四日  
秋田県知事 寺田典城

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)	
一般国道	新	百三号及び四百五十四号	B	青森県十和田市宇樽部国有林六六林班ほ小坂から鹿角郡小坂町十和田湖字神田二番二地先まで	一四・五〇〇六・一〇〇	〇・六六八

県 道		新	旧
		金沢吉田柳田線	金沢吉田柳田線
		金沢吉田柳田線	仙北郡美郷町飯詰字南谷地一四一番地先から金沢西根字上四ツ谷八七番一 地先まで
		"	"
		一八・〇〇〇〇二六・〇〇〇	五・〇〇〇〇一九・〇〇〇
		〇・一八三	〇・一八三

二 供用開始の期日 平成十八年十一月二十四日  
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課  
 (二) 期間 平成十八年十一月二十四日から同年十二月七日まで

**秋田県告示第八百号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成十八年十一月二十四日

道路の種類	路線名	区 間
県 道	仙ノ台松山線	能代市母体字小沢口一五一番地 先から二〇七番一地先まで

一 供用開始の区間  
 秋田県知事 寺 田 典 城

二 供用開始の期日 平成十八年十一月二十四日  
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課  
 (二) 期間 平成十八年十一月二十四日から同年十二月七日まで

**秋田県告示第八百一号**  
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定に基づき、公告する。  
 平成十八年十一月二十四日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定箇所	道路の延長	道路の幅員	指定年月日
神奈川県横浜市泉区緑園二丁目三十七番地四 石木田 貞 幸	鹿角市花輪字下夕町百三十一番二の内及び百三十八番二の内	百十八・二三メートル	六メートル	平成十八年十一月十七日

**公 告**

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公告する。  
 平成十八年十一月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 落札に係る物品の名称及び数量  
凍結抑制剤(Nacar) 千八百五十トン
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
仙北地域振興局総務企画部総務経理課 大仙市大曲上栄町十三番六十二号
- 三 落札者を決定した日  
平成十八年十一月六日
- 四 落札者の名称及び住所

秋田東北商事株式会社 秋田市卸町四丁目八一九  
 五百七十五円

五 落札金額(単価)  
 六 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札

七 一般競争入札の公告を行った日  
 平成十八年九月二十六日

平成十八年十一月十六日県営土地改良事業(福地地区担い手育成基盤整備事業)の換地処分をしたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定に基づき、公告する。  
 平成十八年十一月二十四日  
 秋田県知事 寺 田 典 城

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六

第一項の規定に基づき、公告する。  
 平成十八年十一月二十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
- (一) 購入物品の名称及び数量  
パーソナルコンピュータ 一式
- (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。
- (三) 納入期限  
平成十九年二月九日(金)
- (四) 納入場所  
秋田県が別途指定する場所
- (五) 今後調達が予定される物品の名称、数量及びその入札の公告の予定時期  
電子計算組織 一式 十八年十二月ころ
- 二 入札に参加する者に必要な資格等

- (一) 入札に参加する者に必要な資格
    - (1) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
    - (2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
    - (3) 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
    - (4) 秋田県物品等調達支払管理システム（電子情報処理組織（物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。）により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一項第一号に規定する電子証明書の発行を受けていること。
  - (二) (1)の資格に係る申請
    - (一) (1)の資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム（電子情報処理組織（競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。）により平成十八年十二月八日（金）までに申請すること。ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に代えて、所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請することができ。
- 三 契約条項を示す場所等
- (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
    - 郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一〇号
    - 秋田県出納局総務事務センター（電話番号〇一八八六〇一七四三）
  - (二) 調達システム（<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>）により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。
  - (三) 入札説明書及び仕様書の交付方法
    - 秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十八年十一月二十四日（金）から平成十八年十二月十八日（月）まで

- (四) の期間、(一)の場所において随時交付する。
  - (一) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法
    - 平成十八年十一月二十四日（金）から平成十八年十二月八日（月）までの期間、調達システムにより利用することができる。
  - (二) 入札執行の日時及び場所
    - 平成十八年十二月二十五日（月）午後一時三十分
  - (三) 秋田県出納局総務事務センター
    - 入札保証金
    - 秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）第六十六条から第六十六条までに規定するところによる。
  - (四) その他
    - (一) 契約手続において使用する言語及び通貨
      - 日本語及び日本国通貨
    - (二) 入札の方法
      - 落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記載すること。
      - (三) 入札の無効
        - 秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。
      - (四) 落札者の決定方法
        - 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
      - (五) 契約書作成の要否
        - 要
      - (六) 提出書類等
        - 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記載された必要資料等を提出すること。
        - (七) その他
          - 詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

七 概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be

正 誤													
<p>平成十八年八月二十九日（第千八百六号）掲載の秋田県告示第六百五十号（道路区域の変更）（原稿誤り）</p> <p>一ページの表中</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">区</td> <td style="text-align: center;">間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">は、</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">の誤</td> </tr> </table>	区	間	A	は、	B	の誤	<p>purchased : Personal Computer 1 Set</p> <p>2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 25 December, 2006</p> <p>3 Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan</p> <p>TEL 018-860-2743</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">区</td> <td style="text-align: center;">間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">は、</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">の誤</td> </tr> </table>	区	間	A	は、	B	の誤
区	間												
A	は、												
B	の誤												
区	間												
A	は、												
B	の誤												

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号  
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話 082-8766 FAX 082-0005  
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄